

令和8年8月から高額療養費の制度が見直されました。 改正点は、主に次の2つです。

① 月ごとの自己負担限度額の引き上げ

② 年間上限の新設 (詳しくは4ページ参照)

※令和9年8月にも高額療養費制度の見直し(所得区分の細分化と自己負担限度額の引き上げ)が予定されています。

① 高額療養費自己負担限度額 (令和8年8月～令和9年7月)

- ・自己負担限度額は、年齢や所得区分によって決まります。
- ・多数回該当のカウントは制度改正前の情報も引き継がれます。

※令和8年7月以前は自己負担限度額が異なりますので当国保組合ホームページにてご確認ください。



【70歳未満の方】赤字が改正点です。

所得区分	世帯全員の所得 ^(※1) の合計額	【月額上限】 《 》内は4回目以降(多数回該当)	【年間上限】
上位所得1 ア	901万円超	270,300円+(総医療費-901,000円)×1% 《140,100円》	168万円
上位所得2 イ	600万円超901万円以下	179,100円+(総医療費-597,000円)×1% 《93,000円》	111万円
一般1 ウ	210万円超600万円以下	85,800円+(総医療費-286,000円)×1% 《44,400円》	53万円
一般2 エ	210万円以下	61,500円 《44,400円》	53万円 ^(※2)
低所得 オ	住民税非課税世帯	36,900円 《24,600円》	29万円

※1 所得とは、「基礎控除後の総所得金額等」のことです。

※2 年収約200万円未満であることが確認できた方は、年間上限41万円となります。

【70歳以上の方】赤字が改正点です。

所得区分	【月額上限】		【年間上限】
	個人単位(外来のみ)	世帯単位(入院を含む) 《 》内は4回目以降(多数回該当)	
現役並み所得Ⅲ	270,300円+(総医療費-901,000円)×1% 《140,100円》		168万円
現役並み所得Ⅱ	179,100円+(総医療費-597,000円)×1% 《93,000円》		111万円
現役並み所得Ⅰ	85,800円+(総医療費-286,000円)×1% 《44,400円》		53万円
一般	22,000円 (外来年間上限 216,000円)	61,500円 《44,400円》	53万円 ^(※2)
低所得Ⅱ	11,000円 (外来年間上限 96,000円) ^(※1)	25,700円 《24,600円》 ^(※1)	29万円
低所得Ⅰ	8,000円	15,700円	18万円

※1 低所得Ⅱの外来年間上限及び多数回該当が追加されました。

※2 年収約200万円未満であることが確認できた方は、年間上限41万円となります。